

架空請求のハガキは無視！

次のようなハガキが届いても、
電話はしないでください。

- ☹️消費料金、総合消費料金？
- 😊契約内容、契約金額、契約時期が書かれていません。

- ☹️告知という大事な通知がハガキで届くの？
- 😊ハガキで届くことはありません。

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号 (わ) 873

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて、承っておりますので、下記までお問い合わせください。この度は、民事訴訟に関するご通知となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 6月11日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-0000-XXXX

受付営業時間 (日、祝日は除く)

平日9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

- ☹️貴方って誰のこと？
- 😊文中に消費者が特定できる情報の記載はありません。

- ☹️期日がすぐ来る？
- 😊受取人を焦らせて、すぐに電話をさせようと期限を短く設定しています。

- ☹️法務省が発送したの？
- 😊法務省は「名称を不正使用した架空請求で、一切関係ない」と発表しています。

・参考：法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_

※もしも、裁判所から「特別送達」と書かれた封筒が届いたら、無視をしないでください。封筒に記載のある裁判所の連絡先電話番号が本物かどうか確認する必要があります。その時は、消費生活センターにご相談ください。

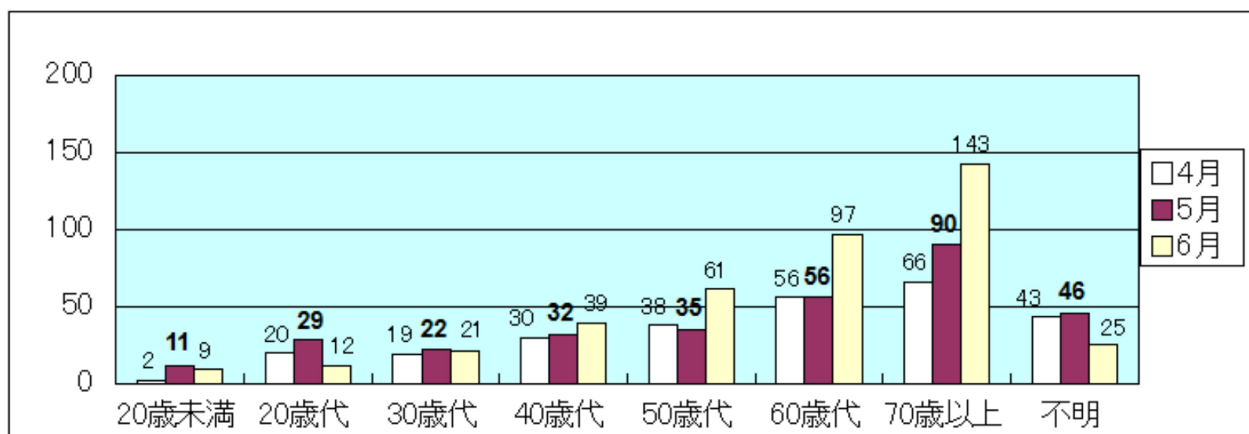
柏市が受け付けた消費生活相談の傾向をお伝えします。



消費生活相談件数 4月～6月 ※但し、速報値

	4月	5月 (前月比)	6月 (前月比)
苦情	249	305 (+56)	371 (+66)
問合せ	26	16 (△10)	36 (+20)
要望	0	0 (±0)	0 (±0)
合計	275	321 (+46)	407 (+86)

消費生活相談年代別 4月～6月 ※但し、速報値



今号の注目ポイント!

4月から6月にかけて、相談件数が増加しています。
 増加の要因は、架空請求ハガキに関する相談です。
 「『未納の消費料金があり、訴訟になる』と書かれたハガキが届いた。身に覚えがない。不安でしょうがない。どうしたらいいか。」という相談です。
 一日で20件以上の相談があった日もあります。
 対応策等、詳しくは裏面を参考にしてください。
 おかしいなと思ったら、消費生活センターへご相談ください。

柏市消費生活センター

〒277-0004

柏市柏下73番地中央体育館管理棟1階

〈相談受付時間〉

月～金(来所,電話) 午前9時～午後4時半

第3土(電話のみ) 午前9時～午後4時半

(祝日、年末年始を除く)

〈相談専用電話〉

04-7164-4100

